

書きとすること。

を

に改め、「㊦」を削る。

第十一号様式及び第十二号様式を次のように改める。

方法

(口座種別) _____
 (口座番号) _____
 (口座名義人) _____
 ※口座名義人はカタカナ

第11号様式 (第4条関係)

死亡証明書 (死体検案書)

1 氏 名		男 女	2 生 年 月 日		年 月 日
3 住 所					
4 職 業					
5 発病年月日		年 月 日	6 初 診		年 月 日
7 入 院		年 月 日	8 退 院		年 月 日
9 死 亡 した と		年 月 日	午前 午後	時 分	
10 死 亡 した と ころ 及 び そ の 種 別	死 亡 し た と ころ の 種 別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死 亡 し た と ころ				
	種 別 1 ~ 5 の 施 設 の 名 称				
11 死亡の原因	I	(ア) 直接死因		発病(発 症)又は 受傷から 死亡まで の期間	
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
	II	直接には死因に関 係しないがI欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等			
手術	1 無 2 有 { 部 位 及 び 主 要 所 見 }		手 術 年 月 日	年 月 日	
解剖	1 無 2 有 { 主 要 所 見 }				
12 死因の種類	1 病死および自然死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰 による傷害 } 外因死 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死				
13 外 因 死 の 追 加 事 項	傷害が発生 したとき		年 月 日	午前 午後	時 分
	傷害が発生 したところ の 種 別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 { }			
	傷害が発生 したところ		都道 府県	市 郡	区 町村
	手段及び状況				

14 死亡に直接関係のある既往症（年月日、傷病名、症状経過、医療機関）		お願い 訂正の場合必ず証明印による訂正印を捺印願います。
15 今回の発病（受傷）から初診までの経過		
16 初診時の主訴・所見及びその後の経過 治療内容 手術名 _____ 手術日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
17 前医 又は 紹介医	有 無	
18 病名を 告げた 時期	（死因病名やその他の病名を患者又は家族にいつどのように告げられましたか。） 本人には（ _____ 年 _____ 月 _____ 日頃）に病名を（ _____ ）と告げた。 家族には（ _____ 年 _____ 月 _____ 日頃）に病名を（ _____ ）と告げた。	
19 その他	（本人の特徴、身長、体格、酒量、習癖、その他の事項）	
20 死亡診断（死体検案）年月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
上記のとおり証明する。 本証明書発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <div style="text-align: right;"> 所在地 _____ 病院又は診療所等の名称 _____ 医師氏名 _____ 印 </div>		

原本の複写又はコピーの場合はそれぞれに捺印してください。

第十六号様式中「㊸」を削る。

第十九号様式及び第二十一号の二様式中

支払方法
1 隔地払
2 口座振替

支払方法
1 隔地払 (郵便局)
2 口座振替

を

郵便局

(金融機関名) _____

(口座種別) _____

(口座番号) _____

に改め、「㊸」を削る。

(金融機関名) _____

(支店名) _____

(口座種別) _____

(口座番号) _____

(口座名義人) _____

※口座名義人はカタカナ書きとすること。

第二十二号様式及び第二十四号様式から第二十六号様式までの規定中「㊸」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に基づき提出又は交付されている申込書、証明書、届、請求書、診断書及び申請書は、それぞれ改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に基づき提出又は交付されている申込書、証明書、届、請求書、診断書及び申請書とみなす。

(障がい福祉課)

福島県規則第十号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(子育て支援課)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢 一

福島県公安委員会規則第2号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第10号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（警 務 課）